

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第5回安全・安心まちづくり小委員会

平成21年3月27日（金）

【安全企画調整官】 皆様、大変お待たせをいたしました。まだ中林先生が、お見えになっておりませんが、ただいまから、「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 安全・安心まちづくり小委員会」の第5回会合を開催させていただきます。

本日は、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、司会を務めさせていただきます都市・地域安全課の西口でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、現在のところ10名の皆様にご出席いただきありがとうございます。なお、田中専門委員、古米専門委員、森専門委員におかれましては、本日、所用によりご欠席とのご連絡をいただきありがとうございます。

まず初めに、ご報告事項がございます。2月27日付で、社会資本整備審議会の委員の改選が行われました。その際、当小委員会の委員におかれましては、青山委員、小浦委員、虫明委員が再任されておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の配付資料の確認でございます。お手元に配付資料一覧を配付してございますけれども、資料が1から7までございます。資料2につきましては、2-1、2-2と枝番になってございます。また、参考資料が2種類ございます。ご確認をいただきまして、不足等がございましたら申し出ていただければと思います。

また、本日、ご発言いただく際には、お手元にごございますマイクのスイッチをオンにしてください、発言が終わられましたらオフにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、議事に移りたいと思います。以後の進行は委員長にお願いしたいと存じます。

委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 おはようございます。今日は少し小さな部屋で、このほうがやりやすそうな感じがしますが、第4回まで進んでまいりまして、今日、5回目になります。

前回は、事務局のほうから中間のまとめの素案が出されまして、各委員にも少しご意見を伺ったと伺っております。今日は、最初に目黒専門委員からご発表いただきまして、若

干の質疑をさせていただいた後、本小委員会の間中まとめに向かって討議をさせていただきたいと思います。事務局のほうから素案をまた説明させますので、それにつきましてご発言をいただきたいと思っております。12時ぐらいまで約2時間で予定をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、目黒委員のほうからご発表をお願いいたします。

【目黒専門委員】 おはようございます。お時間を15分から20分ぐらいちょうだいして、「地震災害に強いまちや住まいを実現する環境整備のために」というタイトルでお話しさせていただきます。

今日のお話のポイントは、少子高齢、人口減少のわが国の社会の中で、安全で安心な「まち」とか「住まい」をどうやって実現するかということですが、最終的には、「いい場所を選んで、いいものをつくって、よくメンテナンスして長く使う」という方向に、わが国全体をどうやって誘導するかという話になります。

ポイントの1つは土地利用です。土地利用に関しては、何回か前の当委員会で活断層法の話が紹介されましたが、その際に私は「活断層法はニュージーランドやカルフォルニアなど、比較的土地が広く、人口密度の低い地域だから成り立つのであって、狭い国土で多くの人々が住む日本を対象にした場合には現実的ではないと、その可能性を否定しないでください」という話をしました。その根拠になるデータを、今日の資料2-2につけておきましたので、ぜひ読んでみてください。

内容をごく簡単に紹介しておきますと、現在専門家によって認識されているわが国の国土に存在する活断層は、全部で約16,500本、活断層帯の数として152、その総延長は約10,300キロメートルです。信頼度や活動度の異なるこれら全ての活断層を対象に、その両側400メートルの範囲に住んでいる人口を調べると289万人で、人口比率では2.3%です。少子高齢、人口減少のわが国の社会を考えると、人口推定の専門家によれば、わが国の人口は今後50年くらいの間で約3,000万人以上減少します。3割近くもの人口が減るわけです。言い換えれば、それだけの住空間が不要になるということですから、地盤条件のいい地域内で住空間が不要になった場合に、そこに危険な場所に住んでいる人々をうまく移り住んでもらう仕組みを作るといえることです。

活断層といってもすぐに地震を起こすわけではありません。30年、50年という時間の中で、2%程度の人口を30%の空いたスペースに移動させることができれば、将来的にはずっと安全なまちが実現すると思います。ニュージーランドやカルフォルニアと比較

して、わが国の断層には縦ずれタイプが多く、地震時に地表に現れる場所の特定精度が低いとか、まだ発見されていない活断層の存在、京都府のように断層近傍に住んでいる人口が1割程度の場所があるなどの問題があったとしても、実施の可能性を否定するものではなく、むしろ高い可能性を有していることを示すバックデータを入れております。

ところで活断層法は、地表に現れた地震断層による「ずれ」、変位によって生じる被害を減らすことを目的にしています。構造物や施設が地震被害を受ける原因としては地表断層のずれの他に、地面の揺れ（地震動）、そして斜面崩壊などの土砂災害の影響が一般的には考えられます。地面の揺れに対してのものを考えますと、地震の揺れは地盤条件の悪いところで大きく激しく揺れます。そういう場所は洪水の危険性も高い場所であることが多いので、両方合わせて考えることが重要だと思います。ここでいう土砂災害というのは、急傾斜危険地域とかで発生しやすい災害の話です。

次は建物の問題です。建物の耐震性を高くしないと、とにかく地震被害を減らすことはできません。建物の耐震性を高めると、構造物被害が激減します。そうすると、後で説明するように、消火活動の条件が格段に良くなるので、地震後の延焼火災の問題もずっと改善されます。今日はこの建物の耐震性を高めるための具体的な政策を主な話題として話をしたいと思っています。

最後の「防災対策における2本のものさし」というのは、時間・空間的に短く狭い範囲の対策効果を測るものさしと、長く広い範囲を対象とするものさしを組み合わせる最適解をねらわないと防災対策はうまく実現しないという話です。大小のものさしのうち、大きなものさしだけをあてた対策では、総論賛成・各論反対になってしまう。一方、小さいものさしだけでは、全体として最適な方向になかなか向かっていかないものです。その意味で言えば、今日お話しする耐震補強は、究極的にいいまちづくりを考えたときには、弱い建物は本来はなるべく早くなくなって欲しいわけですから、大きなものさしを当てた場合のいいまちづくりの視点からすれば適切ではないわけです。しかし近未来に地震が起こるかもしれない状況では、時間をかけてゆっくりと究極のまちづくりを目指したのでは被害を減らすことができない。その意味では、老朽脆弱建物の耐震補強対策はちょっと延命措置的なところもあるわけです。ゆえに耐震補強対策は、短いものさしを当てた場合の対策であり、時限付の対策と考えるべきだと思います。

では本題に入ります。まず現在のわが国の状況ですが、現在わが国は地震学的に活動度の高い時期を迎え、地震学者たちによれば、今後30～50年間にM8クラスが四、五回、

M7クラスはその10倍ですから、四、五十発起こってしまいます。その被害額や被害量は非常に大きいものになります。今心配されている南海トラフ沿いで、M8クラスの地震である東海・東南海・南海が連動して一度に起こると、100万棟ぐらいが全壊・全焼します。3つの地震がばらばらで起こると、被害量は1割から1割5分ぐらい増えてしまう。壊れて直したものがまた壊れる状況が発生するからです。

M7クラスの首都直下地震の場合に、状況が悪ければ、80～90万棟が全壊・全焼します。大阪平野の上町断層が地震を起こすと、さらに約100万棟の全壊・全焼です。現在のわが国がおかれている状況はこのように非常に厳しい状況です。今のままでは甚大な被害が発生してしまうことは確実です。これらの被害量は世帯数にすると、全壊・全焼に1.8とか2ぐらいを掛ければいいので、200万世帯とか300万世帯の人々が住みかを失ってしまうことを意味しています。

ではどうすればいいのか。もちろん弱い建物の耐震性を高めればいいのですが、それがうまく進展していない現在の状況を踏まえて、具体的にどのような環境を整備すべきかを考えた場合に、今、私には危ういなと思われる議論が幾つかあります。まずこれについてお話します。

1つ目は、行政が事前にお金を準備して、市民に耐震補強をお願いする現行の耐震補強推進制度の充実を訴えるものです。この制度は、1都道府県当たり数十万棟という耐震補強しなくてはいけない建物の数を考えると、現実的ではないことがわかります。市民の皆さんに、「すみません。100万円支援してください」と言われた瞬間に、地震の前に数千億のお金が要するということになりますから、実現は難しいのです。

2つ目は、そんなに多くの人々が被災されるのであれば、事後の手厚い支援が必要だということになる。その一例が被災者生活再建支援制度です。この制度は兵庫県南部地震をきっかけに生まれ、支援金の使途の制限や支給額の改正、被支援者の所得制限の解除などが行われ、現在では全壊世帯で300万円の支援を受けられる制度になっています。この制度は被害を抑止する効果が全くないだけでなく、先ほど述べたような量の被害を対象にした場合には財源の問題がありますし、生活再建に十分な額からもかけ離れた金額です。

ではどうすればいいのか、が本日の私の話です。

私が、耐震補強が進まない最大の理由と考えていることは、災害状況イメージングが低いこと。災害状況イメージングとは、発災時の状況を踏まえ、時間の経過とともに自分の周辺で起こることを具体的にイメージできる能力です。人はイメージできないこ

とへの準備は絶対にできません。つまり、耐震補強がいかに重要なのかに関する認識が醸成されない限り、何を言ってもだめだということです。次に技術と制度。耐震改修が進まない最大の理由として財政的な問題を掲げる人が多いですが、これは先の3つの問題が解決されることで大幅に改善されます。

技術としては高性能でも高価格はだめだというのは、皆さんよくわかっています。一方で、「安けりゃ安いほどいい」と多くの方々がおっしゃいますが、これではだめです。「安けりゃ安いほどいい」なんていうビジネスには、まともな業者が入ってきません。悪徳業者が入ってくる環境を作ることになります。応分な利益が出る仕組みが重要なのです。

次に信頼性が高いということと多様なメニュー化が重要です。信頼性が高いという趣旨からすると、私は耐震性を高める補強法そのものよりも、耐震性を評価する診断法の信頼性を高めるということが重要だと思っています。その診断法は、簡便的であるが精度が高いことが重要です。現在の診断法は、簡単なものでは、目視で建物のバランスや基礎の様子を見たり、図面から壁量を計算したりして、耐震性を評価します。しかし図面と実際が異なる建物はいくらでもあります。一方精密診断法では、屋根裏や縁の下を含め、建物の隅々まで調査すると精度が高くなるといっています。これは当然ですが、私たちはねずみじゃないので家の隅々まで調査することは不可能です。木造建物であれば、2階に多くの蔵書がある書斎や浴室などがある場合は偏心荷重によって建物の挙動が変わるので、同じ構造でも結果的に耐震性が変化します。しかし現在の診断法では、このような利用形態による変化を直接的に考慮できるようになっていません。今使っていらっしゃる状況を踏まえた上で、高い精度のデータが得られるようになれば、悪徳業者の抽出も容易になります。もちろん経験を積んだ業者といっても、診断値が悪ければ信頼されません。

耐震補強を取り巻く環境の中で私が今非常に残念に思うことがあります。皆さんが病気になってお医者さんにかかって、手術を受けなくてはいけない状況になった場合を考えてみてください。どこで手術を受けますか？普通は、いろいろよく調べてくれた病院で手術を受けるでしょう。ところが耐震補強を取り巻く環境ではどうか。「耐震診断してくれた業者には補強してもらいな」という話になっている。それは、業者が耐震補強したいがために悪い診断値を出すと思われているからです。適切な診断法が整備されれば、この状況はおのずと変わってくるでしょう。

次に制度としては、事前に努力した人が得をする制度になっていないとダメです。それから、信頼性の担保。これは少し複雑なので後でお話しします。

では災害イマジネーションの話からします。私は災害イマジネーション能力を向上するための幾つかのメソッドを提案しています。災害時に自分が直面する状況をいろいろと思考してもらう目黒メソッドや目黒巻、状況認識を高めるための各種のシミュレーションシステムです。今見ていただいているものは、「ドラえもんのとけコプターを頭につけて、自由自在の高さから自分のまちの危険度を見てみましょう」を開発コンセプトとして作ったものです。東京23区を対象に、建物一棟一棟の形や高さまでを3次元GISデータとして整備し、好きな住所を選ぶと、その場所に飛んで行き、自由自在の高さや角度から、その地域の地震危険度を見ることができます。建物倒壊危険度や延焼危険度、避難危険度などを自由に見てもらうことができますし、最寄の避難所までのルートを距離付で知ることができます。病院の場所、警察署や消防署はどこにあるのか、どこに行けば水をもらえるのかなどの情報も入手可能です。皆さんがGPS付きの携帯電話をお持ちであれば、この都市空間に入ることができます。つまりよく知らない場所に行っても、このシステムを利用すれば避難所までうまく逃げられるだとか、塾の行き帰りの子供たちに持たせると安全性を高めることが可能になります。自分の住むまちの様子がわかりますので、災害状況をイマジネージする能力が高まります。

まちの理解の次は自分の家、そして自分の部屋の理解です。地震時に自分の家は大丈夫なのか、どのように挙動するのかをコンピューターシミュレーションで見ていただくシステムを作っています。更には自分の最も身近な住空間である部屋の中は地震時にどうなってしまうのか、建物のタイプや階数、居住階や部屋の大きさ、出入り口や家具の配置などを決めると、このスライドのように自分の部屋がコンピュータ内に再現されます。そして想定地震を選ぶと、地震時の自分の部屋内の様子を見ることができます。この部屋は私の研究室の学生の部屋ですが、地震時にどうなるかを見せることができる。転倒防止装置を設置した場合としていない場合の差なども具体的にわかる。このようなシミュレーション結果を見せると自分から対策をし始めます。災害イマジネーションを高める上で、身近な空間のシミュレーションが重要であることがわかっていただけたと思います。

次に、耐震補強を推進する制度の話をしてします。今日の話のメインはここからです。防災には「自助」「共助」「公助」があります。「自助」は自分で努力すること、「共助」は市民がお互いに助け合うこと、「公助」は公的な支援です。3者の中で最も重要なのは「自助」です。ゆえに「公助」や「共助」は「自助」を支援したり、誘発する仕組みが重要です。地震防災において最も重要な「自助」は市民による既存不適格建物の耐震補強です。

そこで私は、「目黒の3点セット：目黒の公助、目黒の共助、目黒の自助」という制度を提案し、家の持ち主の自前の事前の耐震補強を推進する環境整備に努めています。

私が言っている「目黒の公助」とはどのようなものかということ、先ほどもお話ししましたが、現在、いろんな自治体で進められている「行政が事前にお金を用意する耐震補強推進制度」、具体的には耐震補強用の資金の補助制度や低利の融資制度ですが、これらは予算上の問題からうまくいきません。

ところで、「釈迦に説法」になりますが、わが国は自然災害では「自力復興の原則」があって、被災した人は自力で復興することが原則です。ところが、実際には、被災した世帯には、直後の救命救急から始まって、瓦礫処理、仮設住宅建設用の土地の整備、仮設住宅の建設と撤去、復興住宅の整備、見舞金や税の減免など、いろんな形で公費が使われます。これらの多くは建物が被災しなければほとんど必要のない出費です。

実際、阪神・淡路大震災の際にどれぐらいのお金が使われたかというのを、持ち家の全壊→仮設住宅利用→住家再建など、パターン別にいろいろ調べますと、全壊世帯で最大1,000万を優に超えるお金が1世帯当たりに使われています。もちろん、被災者にキャッシュで支払われるわけではないので、もらった人もそれだけ多額の支援を受けたという自覚はありません。これらの出費の原資は公費です。この出費を減らすには、脆弱な家に住んでいる人たちに事前に自前で補強してもらうことです。

そこで、私が提案したのは、「脆弱な家の持ち主が事前に自腹で補強すると、家が被災する可能性がずっと低くなるので、地震の後の公的な支援金を大幅に減らすことができる」ことに注目し、事前の努力にもかかわらず壊れた場合に、建物を再建するための優遇支援を受けられるというものです。このような制度で、みんなが補強すれば、事後の公的出費を大幅に減らし、公費の有効活用が実現するというものです。これが「目黒の公助」のもともとのコンセプトです。

ただ、これを最初に提案した当時は、公のお金を私的財産に入れるということはありませんでしたから、「この制度はダメ」と反対されました。しかし現在では、先ほどもご紹介したように、被災者生活再建支援制度の中で公的支援金が私財の修繕などにも使用可能になりましたから、今では私の制度も成り立つのではないかと思います。

どんな制度かを具体的に説明します。私の制度があろうがなかろうが、「補強は建物の持ち主が自前で行う」、「被害は自分で受ける」、「仮設住宅は行政が用意する」、「瓦礫処理は阪神・淡路大震災にしたがえば行政が対応する」、「建物再建は、目黒の公助がなければ、

全て持ち主が、制度があれば、行政からの支援を受けることができる」——これだけの話です。細かな話はお手元の資料に入っていますので飛ばしますが、こういう制度を考えると、建物被害が劇的に減り、これによって発生する人的被害も激減します。さらに公的出費も市民の出費も大幅に減るのです。

この図はフラジリティーカーブといって、横軸に地震の揺れの強さ、縦軸に被害率を表したもので、被害率曲線とも呼ばれます。この図では、横軸は震度ではなく、最大速度(cm/s、kine、カイン)を用いていますが、理由は震度では被害に対して分解能が低いからです。図を見ると、古くて弱いものは、揺れの弱いところでも壊れ出すわけですが、補強して現行基準と同程度の強度になると随分と壊れなくなる様子がわかります。

計測震度になる前の震度7のもともとの定義は、木造建物の全壊率30%以上ですから、地域に存在するいろんな年代の建物が合わさって30%だと考えると、横軸の揺れの強さを表す数字でいえば、70、80くらいのところが震度7の下限ですね。この被害関数を用いて試算してみます。まず、行政の視点からの出費を見ます。提案制度が普及するほど、地震動が大きくなるほど、行政の出費は減る。つまり、事前に自前で補強したにもかかわらず被災した建物に対して優遇した支援を約束しても、そもそも被災建物数がずっと減るので出費は大幅に減るわけです。

この制度を地震保険と似ているとおっしゃる方がいますが、全く違います。地震保険は、入ろうが入るまいが発生する被害は何も変わらないから、死傷者数もそのまま、公的出費も変わらない。地震保険はリスクコントロールには大きく貢献しないのです。しかし提案制度では補強が前提なので、建物の全壊率が激減しますから、瓦礫処理も必要となる仮設住宅もずっと減ります。同様に市民の視点からも、提案制度が普及すればするほど出費は減るのです。

では、実際行政はどれぐらい支払えるのかを試算してみます。これは静岡県を事例にして試算したものです。地震では激しい揺れのエリアの面積は小さく、揺れが小さくなるほど面積は大きくなるので、現実的な仮定ではないですが、この検討では話を簡単にするために、同じ揺れのエリアに同じ数の建物が存在していることを仮定しています。静岡県の平均的な床面積120平米の家を前提にして、平米15,000円で耐震補強をしたとすると、耐震補強費としては180万円かかっているわけですが、この物件にどれぐらいの支援が可能かを検討した結果です。耐震補強費180万円に対してという話は、家の持ち主にわかりやすい説明のためですが、実は県や国など行政の視点からすれば、持ち主が耐震

補強に幾ら使ったかは関係ありません。現行の耐震基準を満足する耐震性を確保できているかどうかだけが問題なので、技術革新で補強費が安くなれば、さらに市民が得をすることをご理解ください。

たとえば、補強済み、あるいは耐震診断の結果、現行基準以上の耐震性を有する建物がもし被災した場合に補強費の2倍を支援する場合を考えます。支援金が補強費の2倍の場合は行政のトータルの出費は大幅に減ります。5倍でも減る。7倍のケース、つまり全壊世帯で1,260万円の支援ですが、この場合に、揺れの大きな地域で逆転します。揺れの強さは110カイン。先ほどもお話ししましたように、震度7の下限が70、80カインですから、非常に強い地震動のエリアに建物が全て存在した場合に、初めて補強建物が増えると地震後の公的出費が増加するという意味です。ただし揺れの強さ別の面積を考えれば、ほとんどの建物は、地震の揺れのずっと小さなところにありますから、全壊建物に1,000～1,500万円という支援をしたところで、トータルとしての行政の出費は大幅に減ることがわかります。

時間がなくなったので割愛しますが、自助・共助・公助のバランスが悪くなると、すなわち「自助」を支援する機能が「公助」や「共助」なくなると大きな問題が発生し、これで困っている国がある、という事例を紹介しようと思って、このスライドを用意しました。事前の努力を前提にしない手厚すぎる事後の公的支援は、「自助」のインセンティブを阻害し、誰も補強しようとしなくなるために、むしろ将来の地震被害を増大させるという意味です。

では提案制度と現行の行政の支援制度はどう違うのか。現行の制度は、対象となる既存不適格建物数を前提にすると予算的に実施困難です。では数を限ってやったらどうか？それでも問題があります。現行の制度では、公的資金が用いられた補強住宅に対し、その後その建物がどのように維持管理されるのかを確認しようというインセンティブが行政には生じません。だから「一発勝負のやりっ放し」になり、悪徳業者が横行しやすくなるのです。一方提案制度では、契約した物が将来被災した場合には行政はお金を払わなくてはいけないので、維持管理状態を定期的にチェックする仕組みが当然で上がる。これが長期的な品質管理上大きな意味を持つとともに、責任あるビジネスになるから、悪徳業者は入ってこないし、地元の経済的活動の支援にもなるという話です。

以下、他にもいろいろと長所があります。現在、耐震補強を躊躇されている人たちの大きな理由の1つに、「補強した家100軒としてない家100軒を比べた場合に、補強した

家100軒の方が平均的に被害が減ることはわかるが、その中の1軒に自分の家があり、200万円かけて補強したが、果たしてどの程度耐震性が高まっているのかよくわからないし、将来の地震で被災してもだれも保証してくれないので、心配だ。」というものがあります。このような意見に対して、私の提案制度があれば、「あなたは努力してくれた人なので、将来何か問題があっても手厚い支援を受けることができるので心配しないで」と言って、背中を押してあげることができる。これは非常に重要なことです。

お金がないことが耐震補強の推進を妨げる最大のポイントのような議論がよくありませんが、私はそう思いません。もちろん一部にはあるでしょうが、それだけではないのです。補強と無関係なリフォームは、現在、毎年三十数万棟が平均350万円ぐらいかけて実施されています。耐震補強建物の数はこれよりもずっと少ない。リフォームのついでに補強していただければ、耐震補強そのもののお金はずっと安くなります。私は行政によるリバースモーゲージも効果的だと考えています。お金がなくて補強できないという方にお会いして、いろいろ話を伺ってみると、お金がないというのは「今キャッシュがない」だけ。土地つきの家を持っていたり生命保険に入っている人は多い。だったら、土地や保険を担保にして、100、150万円を銀行から借りて、そのお金で補強してもらおう。でも翌月から返せない。この毎月1、2万円の返済金を行政が貸し付けてあげればいいのです。こうすることで、将来の地震被害は人的・物的に激減するし、行政の出費も大幅に減ります。耐震改修を実施した建物の持ち主は、地震が来る来ないにかかわらず、そのうち寿命が来て亡くなります。行政は、そのときに担保している土地や生命保険から貸し付けているお金を返してもらえば、行政の出費は基本的にゼロです。弱い家をそのままにしておくと、地震が来たときには、これが被災し先ほどお話ししたように、1,000万円というお金を行政は出費しなきゃいけないわけですが、この人は提案制度によって耐震補強してくれたので家は壊れないし、出費もずっと減る。一方、この方は借金までして補強した人、事前に努力をした立派な人なので、将来の被災時には手厚い支援を行政から受けられる。しかも行政のトータルの出費は大幅に安くなるという話です。

地震予知の情報を使うと、5倍、10倍、当たり前だっていう話に関しても、詳細は資料に書いてありますので飛ばしますが、ここで言いたいことは、地震予知は、発生する地震の大きさと場所と時間を言わなきゃいけないが、大きさと場所は大体わかっている。問題は時間なわけです。一方、大きさと場所がわかれば、起こった場合を前提にすれば、場所ごとの揺れは計算できるし、その揺れを受ける建物の耐震性がわかれば、両者の比較か

ら統計的な被害評価はできるわけです。すなわち、〇〇丁目の△△さんの家ならば、今補強すると、どれくらいの得かを建物一軒、一軒ごとに評価できるということです。長期地震予知確率と被害評価から求められる被害軽減額期待額を耐震補強費で割った値、耐震補強による被害軽減期待値が1を超える建物は耐震改修で経済的に得をする物件です。

この地図は耐震補強の被害軽減期待値が2を超えるという、耐震補強が経済的に非常に得な物件を持つ人たちの5%の人が毎年補強を実施した上で、10年後に、今、想定されている東海地震が起こった場合に、静岡県の見点からどこでどれだけの経費節減ができるかをはじいたものです。この例では、瓦礫処理と仮設住宅の建設費のみしか考慮していませんが、それでも各地で大きな経費の節減が見られます。ただしこれは県が努力した結果では有りません。個人的に得をする市民が自分で補強してくれたことによって、県が経費節減できたというものなので、浮いたお金の半分ぐらいは、事前に努力したけど被災した人たちに返してあげることがコンセンサスを得られるのであれば、住家全壊の人に2,400万円とか半壊の人に1,200万円とかいう支援をしてあげられることがわかりました。これが「目黒の公助」です。現行の公助とは随分と違うことがわかつて思います。

次に、「目黒の共助」は何かというと、オールジャパンで補強した人たちによる共済制度です。繰り返しますが、現行基準の建物が全壊するのは震度6以上の場所にある建物のわずか数%以下です。半壊がその倍ぐらいです。そうしますと、今心配している巨大地震発生時に、震度6以上の場所にある建物が全国の建物ストックの何%を占めるかを評価すると、例えば南海地震では1%、東南海地震では5%、南海・東南海地震の連動発生ケースで7%、わが国で想定される最大規模の地震である東海・東南海・南海地震の連動発生の場合でも9.9%ぐらいです。この中の2、3%の全壊とその倍ぐらいの半壊ということになりますので、耐震補強をするときに、耐震補強費の消費税以下の出費をたった1回だけ支払ってもらっただけで、全壊時に1,000万円、半壊時に300万円の支援金がもらえる共済制度ができあがる。東海地震を対象にすれば、耐震補強時に22,000円の積み立てを1回していただくだけで、その家が将来壊れたときに、全壊時に1,000万円、半壊時に300万円の支援制度ができる。これを4.4万円にすれば、全壊時2,000万、半壊時600万円の支援金を受けられるということです。これが耐震補強を前提条件にしない共済制度にすると、地震時に壊れるのは非補強建物なので、支援金は事前に努力した人からしていない人に流れるだけになり、事前努力のインセンティブがなくなります。また弱い建物をそのままにしているので被災家屋が多くなり積み立てが足りなくなるのです。

オールジャパンを対象にせず、ある特定の都道府県や地域を対象にすると、更に積立金は高くなります。

この制度では、我が国で考えられる最大級の地震、東海・東南海・南海地震の連動地震を前提にしても、消費税以下の1回の積み立てで、今、説明した支援額の共済制度ができます。仮に危険な場所の人だけが共済制度に加盟するという逆選択が起こったとしても、現在の地震保険ぐらいの偏りであれば、積立金の増大額は2倍程度です。

次は最後の「目黒の自助」です。「目黒の自助」は新しい地震保険です。すでに話をしましたように、私の提案している公助と共助から、耐震補強した家が壊れたときには、2,000万円、3,000万円というお金をもらえるので、これで新築建物を建てて生活再建すればいい。あえて地震保険に期待しなくてもいいわけです。では地震保険には何を期待するかというと、家は補強していたので、揺れでは壊れなかったが、その後にもらい火事で焼けてしまった。これはつらいので、それをカバーしてくれる地震保険を考えるわけです。この保険では揺れで被災した建物は免責にします。耐震補強をしている家がつぶれる可能性が著しく低くなることと、初期出火と消火活動の条件がよくなるので、延焼火災の条件はずっと減ります。

これらの条件を加味して新しい地震保険制度を設計すると、保険料は現在の地震保険の数%、条件がよければ1%ぐらいになります。年間10万円の保険料が1,000円になるということです。年間1,000円だったら払えない人はいないでしょう。安過ぎると思われるのであれば、2倍の2,000円にして、火災保険の付帯条件とか50%上限を撤廃したらいいのです。

私が提案する一連の制度をよく理解できない人が、「目黒の制度は弱者を切り捨てる制度」だということがありますが、これは大間違いです。現在の日本が直面している地震学的な環境と想定される地震被害を考えると、事前に自助努力できる人々には、提案するような制度で耐震補強してもらい将来の被害を抑止しないと、本当に弱い人々を助けることは無理です。

私は防災において「情け」をかけることはとても重要だと思いますが、その原資が公のお金であれば、そこにはロジック、理屈が必要です。「近視眼的に、ローカルに、一見よさそうだ」といって制度設計してはいけません。「長期的に本当に防災に貢献する制度か、納税者にアカウントビリティーが果たせるか」を十分見極めなくてはなりません。

提案するような制度で、「いい場所に、いい建物をつくって、よくメンテナンスして長く

使う」という住宅観、すまい観を醸成することによって、高い給料のわりに豊かさを感じられない日本人の生活を変えていくことが大切だと思っています。一軒の家を長く使うことになると、人間がヤドカリのように、立場とか収入とかに応じて移り住むようになるので、住宅費にかかるお金がずっと減ります。適切に維持管理することが価値を生むので、維持管理上も有利です。

木材が好きな人が多い国民性を考えると、100年、200年間使用できる建物を実現すると、熱帯林にしろ国内木材にしろ、炭素の固定ということになって、CO₂の問題等に関しても、日本はもっと強気な姿勢で対応できるのではないかと思います。このようにトータルとして機能するシステムを考えるべきです。

時間がちょっと超過しました。これで発表を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【委員長】 それでは、ただいまのご発表に関して、少し意見交換、質疑をしたいと思います。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

【A臨時委員】 耐震補強をした人っていう、その母数の問題でちょっと伺いたいんですが、81年以降、通常の建物の建てかえルーチンでいっても、ある一定の耐震性を持っているわけですね。それに対して、今対象としているのは、それ以前の古い建物の人たちが自分の意思で耐震改修をやった費用に対するインセンティブということで、壊れたときの補償をしてあげましょうという、そういう理屈だと思うんですが、そのときに、通常の人、通常の日常的な市場で買った建物が、耐震性を持っているんだけど壊れる可能性もあるんですけれども、そういうものに対する補償との差というのは何か考えられているんですか。

【目黒専門委員】 ごめんなさい、質問の意味がよくわかりません。

【A臨時委員】 差というか、努力をしたということは、要するに、古いものを自分でお金をかけて努力をするっていうことに対する見返りということで考えてるんだけど、努力をしなくても通常の普通の人、今は一定程度の安全性を持っている建物を建てているわけですね。

【目黒専門委員】 それでしたら、条件は全く同じです。

【A臨時委員】 全く同じでやってるわけ？ あ、同じで。

【目黒専門委員】 そうです。ですから、新しいものを買った際に、その物件が現行の耐震基準をクリアされていれば、同じように対象になります。

【委員長】 よろしいですか。ほかにはいかがでございましょうか。建てかえのインセンティブの与え方ですよね、特に先生のお話、ね。

【目黒専門委員】 そうです。ただ、これも冒頭申し上げましたが、こういう制度で、本当に弱い住宅を延命措置的に残すのがいいのかどうかは、別に議論をすべきだと考えています。ですから、紹介したような制度の有効期間は一回、例えば10年なら10年の期限付きでルール化するなどの工夫を合わせることで、大きな方向性として、いいまちづくりを阻害しない仕組みづくりが必要だと思っています。

【B専門委員】 今の点。

【委員長】 はい、どうぞ。

【B専門委員】 新築の建物をどうするかという話で、今、目黒先生のお話だと、それはもう当然対象だと。その場合には、要は、補強費というのはわからないわけだから、先ほどのような平米15,000円というようなのをスタンダードにして、補償をお決めになるんですか。

【目黒専門委員】 違う、違う、そうじゃないです。私の制度では、事前に持ち主が耐震改修に幾ら使ったかは意味を持ちません。基準となる耐震性を満足しているか否かがポイントです。耐震改修で100万円払ったか、300万円払ったのかも、新築で2,000万円払ったのかも問いません。ただし、建物の規模で支援金に差があったほうが現実的だということになれば、床平米を基準に制度設計する場合もあると思います。実際に制度化する際は、今回考慮していない点も含めディテールを決める必要があると思いますが、事前に強度を確保するために幾らかけたかは関係ありません。

共助と自助の部分は行政との関係ではないので、自分たちが払ったお金でのやりとりですから、そこには床平米当たりの支援基準は当然入れ込んだほうがいいとは思いますが。現行の基準を満足するものとしなないものでは、壊れ方に大きな差があるので、それをきちんと考えると、随分魅力的な制度ができますよ、というのが基本的な趣旨です。

【B専門委員】 もう1点、ちょっと聞き漏らしているのかもしれないんですが、耐震補強の保証期間、先ほど10年っていう話がありましたけれども、それはやはり耐震補強の賞味期限というとおかしいんですが、その性能期限として10年とか15年とか……。

【目黒専門委員】 いや、僕は、本来は、固定的な年数で切るのがいいのかどうかに関しては疑問です。〇〇年に一回とか、定期的に性能をチェックする仕組みをつくった上で、点数が基準値をクリアされてればいい、としたほうがいいのではないかと考えています。

それはなぜかという、そうすることによって、一生懸命メンテナンスしようという動きも始まって、トータルとしていい方向に行くと思われるからです。

【委員長】 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

【C委員】 はい、質問ですが。

【委員長】 はい、どうぞ。

【C委員】 感想めいた話なんですけれども、非常に説得力のある話で、同感の部分が多いんですが、地域によって、例えば東京の木造密集地なんかの場合だと、首都圏の直下地震の被害想定でも、火災による犠牲が、被害が非常に大きいという想定地域もあるんですけれども、そういった地域では、この目黒先生の共助の部分あるいは公助の部分の対策と組み合わせて、火災危険度の高い地域における道路整備と組み合わせると効果が増すかなと、そういう印象を持ちました。

東京都の場合でいうと、江東防災拠点構想なんかで、亀大小とか白髪の東西とかを、公費投入で防災再開事業を長い年月かけてやってきたところがあるわけですが、そういった事業はもうできないわけなので、先生から提案があったような制度と、それから公共部門が本来やるべき、災害が多い部分での道路整備と組み合わせるとより効果的かなと、そういう印象を持ちました。

【目黒専門委員】 ありがとうございます。今、火事の話がちょっと出たんで、補足します。関東大震災の火災がどこで発生しどこを焼いたのかを、火元の家の被災状況と揺れの強さの関係から分析してみました。火事は家がつぶれたところからまず発生します。家がつぶれていないところで延焼した場所は後から燃えていることがわかりました。しかも家がいつぶれているところでは、自分の地域の種火で燃える。後から燃えるのは、よその地域の種火で燃える。それから震度の激しいところでも、倒壊していない家からの出火では延焼火元にならないこともわかりました。つまり初期消火が可能であったということです。ですから、耐震性を高めることは、延焼火事に対してもものすごく効果的なことがわかります。

私が提案する公助・共助・自助で、適切に耐震補強さえしていただければ、地震で万が一、全壊・全焼した場合でも、2,000万円、3,000万円というお金をぼんともらえるから、それで家を新築し、生活再建していただくことが可能になります。ところが、現在の被災者生活再建支援制度は300万円の支援です。この支援額を600万円に、900万にできるかといったら、これは無理でしょうが、仮に900万円にしたところで家の

再建も生活再建も無理です。この差は非常に大きいと思います。

【D委員】 私も感想めいたことですが、いや、ほんとうに私も非常に、ある意味じゃ同感なんです。水害の場合は、今までも公助でやってきたわけね、責任持ちますと。ただ、これからは、あふれることを許容するという考え方に立てば、今のような自助・共助・公助という整理が非常に必要だなという感じを持ちました。だから、河川側も、おそらくそういうことをむしろ都市計画と一緒に考えるのが非常に重要だなという印象を持ちました。非常にいい話、ありがとうございました。

【委員長】 はい、どうぞ。

【E委員】 感想ですけれども、今、目黒先生が設定されている計算の前提ってありますよね。そこを私は十分理解してないところもあるかもしれませんので、違ったら申しわけないんですが、例えば、阪神・淡路の経験で言えば、被害が全壊か半壊かあるいは一部損壊かを認定することは、棟数が多いときは非常に難しいですね。皆さんもご存じのように、阪神・淡路でいえば、最初の学会が被害調査をしたとき、それから例えば消防がやったとき、固定資産税に関わる部局による被害認定、あるいは被災証明における被害認定、それぞれ全壊、半壊の数字は異なります。

それから、もう一つは、被災が起こったときの仮設住宅であつたりとか、公的に投入される金額が公的コストの中で算定されているように思ったのですが、そのときどのような仮住まいをするかとか、どういう時間のかけ方で再建していくかとか、そういうことによって随分違うと思います。また、地域ごとの住まい方だったりとか、地域の持っている暮らしの文化をどう読み込むのか——これは公的負担は今なくなってきたとは思っているもの、例えば、能登に行ったときとか、感じるわけですよね、そこの持っている文化の力を。この文化が復興することによって、まちとか地域の力は維持できると思ったことがあります。

先生のおっしゃるのは、1つの方法論として非常によくわかるんですけども、全体の中でそれをどう位置づけていくかというときには、考え方の前提になっているところを、計画レベルでもう少し異なる選択肢の可能性を含めて課題を考えてみたいと、私自身は思いました。ありがとうございました。

【目黒専門委員】 事前の耐震補強で被災建物が減れば、ご指摘のような問題の多くは改善されたと思います。また今ご指摘されたことは、すべてそのとおりだと思いますが、どこが質問になっているのか、全く理解できませんでした。

【E委員】 ですから、感想ですので、結構です。

【目黒専門委員】 わかりました。

【委員長】 じゃ、最後に。

【F専門委員】 目黒先生の言われることはそのとおりだと思うんですけども、お聞きになった方が、耐震補強すればもう火災対策は要らないのかとか、あるいはまちづくりは要らないのかっていうふうに誤解されると困るので、少しコメントさせていただきたいんですけども、目黒先生がたくさん倒壊したところで火事が多いというのは、それは事実です。だけど、それは因果関係なのかというと、そうではありません。激しく揺れるところで家がたくさん壊れます。激しく揺れるところで火事は起きます。震動を媒介とした見かけの関係でしかありません。

で、阪神大震災でいうと、倒れた建物から出た火事と、建ったままで出た火事はどっちが多いかというのと、建ったままの建物。だから、鉄筋でも火事は起きているので、耐震補強すれば火事がなくなるということではない。ただ、壊れることによっては、電線が引きちぎられるようなショートという火事は減ります。しかし他方で、練炭火鉢が燃えるような火災は、窒息消火で、倒れればむしろ窒息されてしまう。それに加えて、今度は、燃え広がった場合は、中途半端に耐震補強した建物は、空気の流通がいいので建ったまま燃えます。

阪神のときは、全部地震が破壊消防してくれたので、全部くすぶってぶすぶすと燃える、ゆっくり燃えるということなので、耐震補強と火事の関係というのは、もう少し厳密に分析しないと。というか、耐震補強しても、やっぱり火事の問題は、僕は残るんだと。火事の問題をどうして防ごうかと思うと、やっぱり密集木造、密集市街地の整備をどうするかということを考えないと、やはりいけない。下手に耐震補強すると、これは、目黒さん、一番言われたことですけども、妙にカンフル注射をして生き延びさせて、非常に老朽市街地を無理やり生き延びさせて、もともとまちが非常にもうぼろぼろになっているのを長らえるだけだと。重要なことは、新陳代謝のシステムをどうやってうまく、どんどん新しく最適化されたシステムをつくる時の中で、耐震補強とか修理というのをどう位置づけるかということを位置づけないとやはりいけないような……。

目黒先生に反論してるわけじゃないですけど、火災の専門家として、今、日本の国は火災対策にすごく手を抜いているので、すごく心配で、火事で多くの人が死んだら一体どうなるのかということから言うと、効果はあるんですけど、耐震補強だけでは火事の問題

は防げないので、やっぱりそれは密集市街地を防ぐというところをしっかりと考えていただかないといけないというのを。

以上でございます。

【委員長】 今日時間も限られておりましたので、先生のほうからは多分パーツだけで、一番お話しになりたいところをご説明になったので、全体像の議論は引き続き、今日のビジョンの話とも絡んできますから、そこでまたご発言をいただきたいと思います。

時間の関係もでございますので、目黒先生、どうもありがとうございました。

【目黒専門委員】 ありがとうございます。

【委員長】 引き続き、本小委員会の取りまとめに向かって、事務局からビジョンの素案について説明をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

【都市・地域安全課長】 私のほうから、資料の3から7までを使いましてご説明をさせていただきます。

委員長からありましたように、前回、中間とりまとめの骨子としての素案を説明させていただきましたが、残念ながら、ご議論いただく時間がとれなかったもので、その後、個別に先生方のところへ伺わせていただきまして、ご意見をいただきました。主なご意見を資料3にまとめてございます。時間の関係もありますので、簡単にご説明をさせていただきます。

目次構成に従いまして整理してございますけれども、「はじめに」に関しましては、安全・安心と言うと、むしろ医療・福祉あるいは雇用機会といったようなことが最近の話題になることが多いわけですが、本ビジョンで、安全で安心して暮らせるまちづくりについては、その基盤となる防災や事故などを対象としているという位置づけを明記すべきではないかというご意見をいただいております。

それから、「3-1. 基本的考え方」に関しましては、全体的に、ポジティブなのはいいが迫力がない、ポイントをわかりやすく、要するにわかりにくいじゃないかと。シンプルにわかりやすい表現にすべきであるとか、公共団体の意識改革につながるようにわかりやすく書くべきだといったご意見をいただいております。それと、役割分担につきましては、行政が行う骨格的なこと、それからコミュニティーで行うこと、これは両方とも大事なんだということをちゃんと言うべきで、どうも地域力に逃げているように見えてしまう。こんなご指摘をいただいているところでございます。

それから、次のページに参りまして、情報提供と責任分担というようなことで、リスク情報を生活者の視点でわかりやすい形で発信するということが必要で、リスク情報を提供してそれに伴ってそれぞれが考える、責任を持つというようにすべきであるというようなお話。日常の中での可視化、わかりやすさというのが必要であるといったようなご意見がございました。

それから、横断的取り組みが重要であるというようなお話。

それから、安全性の持続というようなことで、暮らしが持続すると言うほうがわかりやすい。あるいは、治水はあふれさせるところを選べる。河川行政で右左岸の平等性といったようなものを変えていくことが必要なのではないかというようなお話がございました。

その他、自然災害と日常の安全がちょっとバランスが悪いのでは。切り離され過ぎていてのではないかというようなこと。それから、短期的な対策と基本的な対策をどう書くかというようなお話をいただいております。

それから、「3-2. 政策の方向性」に関するご意見といたしまして、都市の将来像の共有ということで、だれが将来像を示すのか、地域防災計画との関係をどうするのか。都市マスで防災は大事である。防災を一分野として位置づけることが重要であるというようなご意見。それから、将来的に非常に危険な場所を避けて、快適に住めるような人口配分となるような将来像が望ましいというようなご意見。下のほうで、防災の観点を都市計画にどのように取り入れるか、わかりやすく記載できるといいというようなご意見をいただいております。

リスクの明確化等については、先ほどとダブることが多いんですけども、次のページに参りまして、危険度情報を出しても都市計画に使われていないというようなご意見をいただいております。

それから、土地利用と施設整備につきましては、土地利用に踏み込むべき危険なところはどこなのか、土地利用はどのように変えていくのか、どういう危険を回避するのかとか、要するに、いろいろ議論していただいておりますけれども、具体的なわかりやすい表現が、内容が必要なのではないかというようなご意見をいただいております。あるいは、特定都市河川の対策で、都市行政としてのビジョンが出せるといいというようなお話。あるいは、民間開発で防災的な整備を誘導することが重要ではないかというようなお話をいただいております。

ボトムアップといたしましては、自助・共助の中での企業の役割。それから、リーダー

を育てるという重要性。こういったご意見をいただいております。

非常に簡単ですけれども、ご紹介を申し上げました。

いただいたご意見を踏まえながら、中間とりまとめの素案を作成いたしました。それが資料4でございます。ただ、今ご説明したようなご意見をちゃんと反映できているかというところ、都市行政としてどのように受けとめたらいいかというところでの悩みとか、いろいろございまして、完全にそううまく反映できてるわけでもございませんけれども、今後ともいろいろご意見いただきながらと思っております。

ただ、参考資料2で前回の骨子素案を添付してございますけれども、それではキャッチフレーズ的な言葉がちょっと先行しておりまして、言葉だけが躍っているようなところもございましたので、今回は、伝えたい内容を具体的に記述するように努力はしてみましたということでございます。その分ちょっと迫力がなくなったかなという感じもいたしますけれども、ご意見いただきながらブラッシュアップしていきたいと思っております。

資料4でございます。まず、目次で全体の構成を説明いたしますが、資料5といたしまして、その構成を図であらわしたものがありますので、それも見ていただければと思います。

「第1章はじめに」、「第2章都市の安全・安心をめぐる状況と課題」ということで、前回、「ハザードの状況と被害」ということで2-1を起こしておりましたけれども、これは今回の「2-1.これまでの取組みと現状」の中に取り込んで記述しております。取組みと現状として、自然災害への対応、日常の安全性の向上への対応という項目立てでございます。2-2といたしまして「社会的状況の変化と都市の安全・安心に関する新たな課題」ということで4項目、これは前回と同じですが、少し組みかえております。それを受けまして、「第3章政策展開の方向性」でございます。基本的考え方につきましては、前回、4項目立てしておりましたけれども、今回は2本柱ということでシンプルにしたつもりでございます。リスク情報の活用と連携によるまちづくり、多様な手法の組み合わせによるまちづくりでございます。それを受けて、「3-2.政策の方向性」といたしまして4項目、少し組みかえましたが基本的には前回と同じ4項目でございます。最後に「4章おわりに」と、以上が構成でございます。

それから、資料6といたしまして、中間とりまとめに附属する参考資料ということで、図表関係のデータ集の素案もお配りしてございます。これは第1回目にご説明した資料ですとか、委員やゲストスピーカーにご発表いただいたものなどをベースといたしまして、

作成しているものでございます。本日は直接はご説明申し上げませんが、必要に応じて参照していただければと思っております。

それでは、ビジョンの中身について簡単にご説明させていただきます。3ページ、「はじめに」でございます。前半は設立の趣旨ということで、真ん中あたり、「以上を踏まえ」というあたりからですが、「本中間とりまとめは、自然災害のリスクの高まりや人口の減少等を前提とし、具体の推進方策の検討にあたっての方向性を示すというビジョンとしてとりまとめた」ということでございます。で、下から5行目ぐらいですが、「安全で安心して暮らすためには、雇用や福祉、災害、事故等の様々な分野の取り組みが求められるけれども、本小委員会の検討は都市空間の整備と密接に関わる災害や事故等を対象にしている」というところをつけ加えさせていただいております。

それと、「『安全・安心まちづくり』とは」ということでございます。「被害＝ハザード×脆弱性」と表現することができるということで、前回、図で示しておりましたが、ビジョンということで言葉で表現させていただき、図は参考資料のほうに移させていただきました。それと、箱に囲っておりますけれども、キーワードの解説を、わかりやすいためにつけさせていただいているということでございます。それから、下のほう、防災の段階的な対応でございますけれども、前回は、事前の対策として、予防・減災、それから事前準備というような項目を立てておりましたが、違いがどうもわからない、順番がこれでいいのかというようなご意見がいろいろございました。今回は、事前のものを、災害予防という形で一本化しております。これは、防災基本計画での整理に基づいて、それに合わせたということでございます。

続きまして6ページ、第2章でございます。「都市の安全・安心をめぐる状況と課題」ということで、「2-1. これまでの取り組みと現状」でございます。自然災害への対応、日常の安全性の向上への取り組みで、都市計画・都市整備の分野における取り組みを中心に、概況と現状ということでございます。

(1) 自然災害への対応ということで、自然災害に対して脆弱な我が国の都市ということで、今まで議論されていますように、我が国は非常に自然災害が発生しやすい環境であること、それから、これまでの施設整備によって死者・行方不明者数は長期的に逓減傾向にあるけれども、しかしながら、阪神・淡路などもあり、大地震が発生する切迫性が高いと言われているし、地球温暖化に伴う気候変動によるリスクがさらに高まっているというような可能性があるということを記述してございます。

予防の取り組みといたしまして、ちょっと時間がないのではしよらせていただきますが、情報の整備の話、震災対策、水害・土砂災害対策、雪害対策というようなことの現状を記述してございます。それから、復旧・復興の取り組みについても記述してございます。

8 ページ、日常の安全性の向上への対応ということで、事故対策、バリアフリー化、防犯まちづくりについて、それぞれ記述してございます。ちょっと急がせていただきます。

それから、9 ページ、「2-2. 社会的状況の変化と都市の安全・安心に関する新たな課題」ということで、4 項目挙げてございます。(1) ハザードの増大等に対応する分野ごとの施設整備の限界、総合的な取り組みでございます。未知の断層の活動による地震や計画を上回る集中豪雨、こういったハザードの増大が懸念されます。公共施設が老朽化、あるいは公共事業関係費に対する制約が厳しくなっていること、こういったことがありまして、公共施設の整備に加えて、都市の脆弱性を小さくするようなハード・ソフトの多様な手法を講じて、総合的に取り組むことが重要ではないかというまとめにしております。

2 点目、災害対応力の低下と新しい地域力の活用でございます。高齢化に伴いまして、災害時要援護者が増えていっているというようなこと、あるいは公共施設整備によって安全性が高まったことによって、かえって災害対応の経験だとか知見というものが減っているというような状況もあると。それから、従来型の地域コミュニティーの衰退といったことで、地域における災害対応力が低下しているのではないかということでございます。一方、まちづくりへの関心の高まりなど、こういった動きを生かしていくことが重要であるとしてございます。

それから、新たな課題の3 点目でございます。情報技術の進歩とリスク情報の活用ということで、災害に関するハザードや脆弱性のリスク情報については非常に充実しつつありますけれども、分野によっては整備がおくれているところもある。加えて、そういったハザードマップ等につきましては、住民の防災意識の啓発でありますとか避難対策への活用というものを主たる目的につくられている場合が多くて、まちづくりにはなかなか十分活かされていないという状況があるというようなことを整理してございます。

10 ページに参りまして、4 点目、都市構造の変化を踏まえた脆弱性の把握と対応でございます。戦後、人口増加等による開発圧力によって、必ずしも安全性が高くない地域の宅地化が進展したということを書かせていただいております。最近では、中心市街地の空洞化、密集市街地、郊外住宅地における高齢化、居住者の減少等の問題というものを書かせていただいております。一方で、人口減少等による状況を、都市構造を課題解決に向

けて変える選択肢が広がるチャンスととらえることも可能ではないかということを書かせていただいております。

それから、高度利用市街地の安全性の課題、都市の機能停止の場合の問題点について記述してございます。最後に、集約型都市構造への転換の動きというようなことに見られますように、社会的状況の変化を踏まえて都市の将来像を描き直す時期に来ているということで、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するチャンスではないかということを書かせていただいております。

以上が、新たな課題ということの整理でございます。

「第3章、政策展開の方向性」でございます。「3-1. 基本的考え方」といたしまして、まず、前文といたしまして、安全で安心して暮らせるまちづくりは、豊かな暮らしでありますとか国際競争力とか、そういった取り組みの基盤であることを書かせていただきました。その上で、被害を受けないような対策を講じるとともに、万一被災した場合にも、深刻な被害とならず、復旧が容易となるよう、発災前の事前対策を十分行うことが重要ということを書かせていただきました。

課題を受けまして、2本の柱でまとめました。1点目が、リスク情報の活用と連携によるまちづくり、2点目が、多様な手法の組み合わせによるまちづくりでございます。

1点目につきましてですが、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、行政、地域、企業・住民、それぞれがハザードや脆弱性について認識をして、それぞれが対応策を持って連携して取り組むべきであるということでございます。各主体がそういった認識をして、危機意識を持つために、リスク情報というものが大事でして、リスク情報はわかりやすい形で整理することが重要であると。リスク情報につきましては、安全で安心して暮らせるまちづくりを検討するため、都市計画の基礎情報の1つとして位置づけて活用することが有効であるということを書かせていただいております。具体的な課題として、行政において関係部局が多岐にわたりますので、行政内部の役割の整理、認識の共有、連携といったことが重要であるということを書かせていただいております。

一方、企業や住民の意識を高めて、例えば家具の固定、建物の耐震化、身近にできる取り組みを推進するためには、企業・住民が「自らは自らが守る」という意識が必要であるということで、リスク情報を生活者の視点でわかりやすい形で提供するということが重要であるということを書かせていただいております。これが1本目の柱でございます。

2本目の柱は、多様な手法の組み合わせによるまちづくりでございます。12ページに

参りますが、これまでの対応策は、災害を抑止するための公共施設の整備と、それから避難というものが中心であったと考えます。公共施設の整備による安全性の向上は引き続き重要ではありますが、施設整備だけでは完全に安全性を確保することは困難。一方、リスクの高いところへの防災上重要な施設の立地の回避など、こういった土地の使い方の工夫によって脆弱性を減らして、危険性を小さくできるという可能性があります。開発圧力の減少等を踏まえまして、土地の使い方を誘導できる可能性があるということを書かせていただきました。

また、もう1点ですけれども、地域において安全・安心の点検を行って、地域内で課題を共有し、それを対応策につなげ、状況に応じて行政に対して情報を提供するなど、地域主体の取り組みによって都市の脆弱性を小さくするというのも大きな手法でありますということを書かせていただいています。

このように、公共施設整備とあわせまして、土地の使い方の工夫や地域力など、各主体による多様な手法の組み合わせが重要であるということを書かせていただきました。また、人口減少社会を踏まえまして、集約型都市構造への転換をとらえて、リスクが高いところを避けて都市機能を集約するなど、都市構造の誘導による抜本的な対策に取り組むという視点も重要であるということを書かせていただきました。これが、2点目の、多様な手法の組み合わせということでございます。

続きまして、「3-2. 政策の方向性」でございます。基本的な考え方を踏まえまして、4点ございます。1点目、リスク情報の明確化、周知、活用でございます。まず、リスク情報の充実、都市の脆弱性の把握・分析でございます。何度か同じことを書いておりますけれども、行政、地域、企業・住民が十分なリスク情報に基づく危機意識と対応策を持つことが必要ということでございます。整備が進んでいない部分のハザードマップの整備を進めるということが重要でありますし、分野別に整備されてきたハザードマップ等、リスク情報を整理するということが重要であります。それとあわせて、地形・地質、土地利用といった即地的な情報をとりまとめて、総合的に都市の脆弱性を分析するということが必要であります。情報を整備する際には、行政内部で共有できるような情報でありますとか企業や住民にわかりやすい情報となるように、目的に応じて表現上の工夫が必要であるということを書かせていただきました。

それから、次の項目で、リスク情報の周知・活用でございます。企業や住民に対し行政がわかりやすい形で情報の周知を図ることが重要である。特に、関心がない人に対しても

情報が伝わるように、日常生活の中でリスクを可視化する仕組みが重要でありまして、その検討が必要であるということをございます。また、不確実な内容を含む情報でありまして、早目に提供することによって、その対応についての議論を早く始めることが可能となるということで、不確実な点を明示した上で、必要に応じてできる限り早く情報を提供するという視点も重要であるということをございます。

2点目、都市の将来像の検討をございます。リスク情報を活用した将来像ということで、リスク情報をもとに都市の課題を把握して、安全・安心の視点からの将来像を検討し、方向性を提示する仕組みが重要であるとさせていただきます。その中で、都市計画を検討する上での現況把握のための基礎情報の1つとして、リスク情報を位置づけて活用することでありまして、安全・安心の観点から見た計画を策定して他の施策との調整を図った上で都市計画や地域防災計画に位置づけていくことが考えられますということをございます。

それから、将来像を検討する際には、安全・安心の視点が重要であるということをご認識した上で、総合的な視点で検討することが重要であるということをご書かせていただいております。

安全・安心の観点からの将来像の工夫といたしまして、将来像を描く際には、行政による公共施設の整備だけでなく、地域、企業・住民による対応方針も含めたような検討が重要ということ。それから、万一被災した場合に備えた事前の復興計画のことについても、重要性をご書かせていただいております。さらにとということ、将来像を描く段階で、具体の手法を詳細に決めてその将来像を描くのではなくて、複数の手法を提示して、状況に応じて決めていくというような方法も有効であるということをご書かせていただいております。

3点目、リスクを踏まえた都市構造への誘導であります。土地の使い方の工夫ということで、これまで、自然災害に対しましては、それぞれの分野において行政による施設整備による対策が中心でありました。土地の使い方によって脆弱性が変わり、リスクを変えることができることを認識することが必要であります。今後、開発圧力の減少によって、脆弱性が小さくなるように誘導することも可能であるということをご書かせていただきました。

それに続きまして、少し具体的なイメージがわくように、具体的な記述をつけ加えております。例えばということで、水害につきましては、下水道や河川への雨水の流出量をこれ以上増やさない、減らす、地下空間のように浸水しやすい施設の安全性の確保ということで、例えばですけれども、農地等における遊水機能の保全について書かせていただきま

した。それから、少し下に参りまして、学校や公園等の行政が管理する施設における対策のみならず、民地における雨水の貯留・浸透を促進することの必要性とかを書かせていただいております。それから、地下空間につきましては、連続化している施設における一体的な防水措置の必要性といったことを書かせていただいております。

それから、地震についてでありますけれども、今後は、科学的根拠に基づき判明した活断層によって地盤が変位する可能性の高い地域、あるいは液状化により大きく地盤の状況が変わる可能性が高い地域についての被害の回避・軽減といったことを記述させていただいております。

また、空き家・空き地の発生といったことが問題になっているということで、危険なところでは建物を除却し、暫定的に防災空地等として一定の安全性を確保することがあり得るのではないか。あるいは、空き地を種地にして、敷地の再編あるいは基盤整備ということが有効なのではないか。あるいは、基盤が整っていて安全性の高い中心市街地等において発生している空き家・空き地を、危険性の高いところからの移転先として活用するというような発想であるとか、あるいは公共交通の利便性が低くて、基盤も脆弱な郊外市街地においては、低密度化をコントロールするというようなことが必要なのではないか。こういったことを例示的に述べさせていただいております。

16ページ、また、こういった土地の使い方の工夫を具体的に制度といいますか手法として検討するに当たりましては、考えられる手法として、行政による事業、あるいは法令による規制、あるいは経済的な手法による誘導、情報提供による促進、いろんな可能性がある。こういうことの中で、一方で、既に宅地に利用されていて、人々の生活環境を大きく変貌させる可能性もあるというようなことで、補償のあり方等の課題も含めて、今後検討が必要ということを書かせていただきました。

それから、官民による施設整備の工夫ということで、行政による施設整備は引き続き重要でありますけれども、民間の施設につきまして、地域の安全性を向上させるように誘導・活用していくことが重要であるということを書かせていただいております。それから、避難場所等の施設はふだんからなじみのある場所である必要があつて、整備だけでなくその後の管理、運用も重要ということを書かせていただいております。

個別のテーマとして、従来の施策を引き続き推進するとともに、その施策を検証、改善を図ることが必要ということで、密集市街地の話でありますとか、造成宅地の安全性の話、地下街の話等々、幾つかテーマを並べております。

それから、最後の4点目、ボトムアップによる課題認識、地域力による対応でございます。地域力による対応といたしまして、行政による公共施設整備の取り組みとあわせて、企業や住民等地域における共助の取り組みが重要であるということ。例えば、地域の人々の目から安全・安心の点検を行うことによりまして、地域の課題をきめ細かく明らかにし、課題を地域の人々が共有し、地域特性とあわせ具体的な対応につなげることが重要であるといったしました。さらに、行政に対して情報を提供し、行政の対策にも反映していくということが重要である。それから、下のほうで、企業も構成員として重要であるということを書かせていただいております。

それから、地域力を発揮しやすい環境整備ということで、これまで行政の各分野の担当が個別に対応しているために情報がわかりにくいといったような点、あるいはちゃんと行政が受けとめてくれていないというような状況もあると。したがって、情報をまとめてわかりやすく提供、あるいは地域の活動をコーディネートする人材の育成、課題認識やまちづくり提案を行政が受けとめる仕組みといったような環境整備が重要であるとさせていただきました。

最後であります、「第4章おわりに」といたしまして、今後、推進方策について検討するに当たっての留意点ということでございます。人口減少等の変化を好機ととらえるという視点が重要だということ、あるいは「自らは自らが守る」という発想はまだまだ十分浸透していないという点。一方、国・都道府県・市町村の役割分担については、いろんな面から検討が今後必要であるということ。それから、土地の使い方を誘導することが重要になると思われるけれども、いろいろ影響が大きいということで、慎重な検討が必要であるということ。それから、最後に、安心して暮らすためには、防災や防犯にとどまらず、福祉等のさまざまな分野があるということで、安全・安心というテーマをきっかけとしてさまざまな議論や対応につながることを期待するというようなことで、まとめさせていただいております。

以上が、ビジョンの粗々の内容でございます。

続いて、資料7で、当面の審議の進め方について説明をさせていただきます。本日、第5回目でございます。本日、これからご意見をいただきまして、できましたら次回、第6回目で、この中間とりまとめ、ビジョンの最終のとりまとめにできればと考えております。第6回を5月ごろに行えればと思っております。ただ、一方で、本小委員会と並行いたしまして、都市政策の基本的な課題と方向を検討する小委員会が動いております。また、都

市計画の抜本的な見直しをするような検討も並行して動いておりますので、それらとの関係も含めまして、最終的にとりまとめの時期をどうするかというのを考えていきたいと思っております。

それから、最後に、中間とりまとめを踏まえということでもありますけれども、幾つかのテーマを設定いたしまして、例えばリスク情報の整理、将来像のあり方といった横断的な取り組みでありますとか、個別のテーマとして、地震対応、密集市街地を中心としたテーマ、あるいは水害を中心としたテーマ、地域力を中心としたテーマといったような、それぞれについて、我々事務局として、このビジョンを受けた形で勉強を進めてまいりまして、それらが少し成果が見えた時点で、この一番下の2行にありますように、小委員会を引き続き再開させていただきまして、推進方策につなげていくというような、そんな考え方を持っております。ということで、審議の進め方ということを説明させていただきました。

事務局からは以上でございます。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

ただいまの資料の3ページ目でございますとおり、振り返りますと、この小委員会は都市計画部会のもとに設置をされているわけございまして、都市計画部会全体にわたっては、今後の都市計画行政、都市計画法制度の見直しに向かう議論が大きな流れになってきております。したがって、それに少しでも反映できるようにということも考えまして、5月ごろには一旦中間のまとめを行いたいというのが事務局からの提案のようでございます。それを受けまして、今回の小委員会は、今後の都市行政における具体的な推進方策の検討に当たっての方向性を示すというのが役割だと、事務局は認識しておるようで、具体的な推進方策は、さらにその後、少し分野を分けながら議論を深めていって、ある程度方向性が見えてきた段階で、再度この小委員会の形をとってまとめをするというような、今後の方向性を考えているということを前提にしながら、今日は少しご意見をいただきたいと思っております。

今日は、すべての項目に、できれば各委員からご発言をいただきたいんですが、時間が45分ぐらいしかございませんので、場合によっては、事務局側からの解説のところはなるべくはしょっていただいて、まず皆様からご意見をいただいた後、少し総括的にご意見に対するコメントをいただけるということがよろしいかと思っております。

いかがでございましょうか。どこからでも結構でございますので、ご発言をいただければ、はい、よろしく申し上げます。

【G専門委員】 14ページなんですけれども、リスクを踏まえた都市構造への誘導ということで、土地の使い方の工夫ということなんです、大きな改革を成し遂げようとするときに、前回のヒアリングのときにもお伝えしたのですが、人々が土地選びをするときにひとつ重要な要素として挙がってきますのは、駅にどれほど近いかというところがあります。駅の近さが土地の高さ、評価につながってくるわけで、まず、都市をつくる中で民と官との連携ということであれば、やはり鉄道会社等の話し合いも含めて、これからどこに、強い基盤の、目黒先生のおっしゃるいい土地に駅をつくり、そこに住民を誘導していくかということもあって、明記されておくといいのではないかと思います。

それから、これからお伝えすることは、18ページの「おわりに」ということでも構わないのですが、1つつけ加えていただきますと、阪神・淡路大震災以降、行政の対応の問題というのがかなり迅速に行われるようになって、評価も高くなってきているというようなところもあると思いますが、一方で、例えば、政治的な戦略ではないですけども、いち早く被災地に行って、いろいろな対応がなされるその姿が、国民からは評価がある一方で、国民の行政に対する依存性というものもひとつ高まっているのではないかと思います。

国における対応の信頼性ととも、被災しても国が何とかしてくれるであろうというようなどころから、そういった依存性、それから情報の依存性ですね。確かに私もお伝えしましたが、情報をいかに変換して国民にわかりやすく伝えるかという一方で、情報がなければ行動できないような人をつくってもいけないと思います。情報の依存性も含めて、たとえ情報がなくても、みずからが命を守れるような防災力というのも高めていく必要があると思います。行政への依存性が高まらないよう、この課題も含めて書いていただけるといいと思います。

【委員長】 はい。どうぞ、ほかにご発言を、あれば。じゃあ順番に、私のほうから。B先生から。

【B専門委員】 2つか3つほど、ちょっとお話をしたいんですが、よくまとめていただいたというのを前提に、お話をさせていただきます。

全体の印象でいうと、1次方程式というか、今までの方程式の変数が少し深まったかもしれないけれど、安全・安心まちづくりの構造式自体は今までの延長線上かなというのが実は印象なんです。どこをどう変えたらいいかというあたりは、ちょっと簡単には言えないんですが、先ほど目黒先生からのプレゼンテーションがあったわけなんですけれども、目

黒先生のプレゼンテーションというのは、「事後を事前に」という発想なんですよ、基本的には。そういうふうにと考えると、まちづくりとか都市づくりも、事後を事前にという発想で、それをもうちょっと分けると、多分、緊急措置的な取り組みと長期的にこうあったらいいという2段階の国土づくりとか都市づくりとかまちづくりということ、少しまじめに考えなきゃいけない状況に今あるんじゃないか。

つまり、30年以内70%だとか90%だとか、それに対応するには、やはり緊急のまちづくりを急がなきゃいけないところがある。今日お話のあった耐震補強というようなのはそれだと思うんです。ただ、それは100年先を目指すものではやっぱりなくて、まず目に見えている敵に対する被害を最小限にするための緊急の取り組みであって、その先本来あるべき、次の地震に対してはもう緊急措置は要らないよというような、まちづくりとか都市づくりをどう実現していくのか。

今の方程式でいくと、被害を受けると復興で安全なまちにしましょうということに短絡しちゃうんですが、それじゃあ遅いよというのがさっきの目黒先生のお話で、復興で目指すべきものを、可能であれば事前に取り組んでいける、つまり、そういう2段階の防災まちづくりとか防災都市づくりの方策というようなことをもうちょっと積極的に打ち出すことが、新しい展開としてあり得る1つの方向かなと思ったんですね。

通常、お金は、公費は二度使わないと考えられている。例えば、区画整理を一回やったところは、どんなに被害を受けてももう一回区画整理をやるというようなことは、基本的にはなかなかしがたいという。でも、それを全部やっていると、一度公費を入れた私費には公費を入れないということ、つまり公費を一回入れると二度と入れないというのではなくて、緊急措置として可能な限り公費は入れるんだけど、その先もう一度公費を入れて100年もつ、200年もつ「まち」とか「都市」をきちんとつくっていく。2段階で公費を入れることで、よりよいまちに展開していくような、何かそういう構造をこの人口が減少する時代に向けて採り入れるということができないかなと思いながら、お話を聞きました。それが1点目です。

2点目なんですけれども、これはちょっと細かい話なんですけど、この中間報告のはじめのところで、ハザードとかリスクということを定義しているわけですね。そうすると、ハザードというのは、ある意味では外力とか外的な条件で、これはなかなか避けがたい（ハザードを小さくするというのは難しい）ものがあると。しかし、リスクというのは、ハザード×バルネラビリティ（脆弱性）で、結果として被災の受けやすさをリスクというふ

うに考えましょうと。そうすると、リスクの高いところっていう言い方は、市街地を改造することによって、ハザードは変わらなくても被害を減らす、リスクを下げるができる。加えて、ハザードの高いところには施設の配置を避けましょうというのは、活断層の変位もそうですけれども、もうひとつの「回避する」という安全性の確保の方向だと思うんですね。

で、どこか、ちょっと今見当たらないんですが、「リスクの高いところに防災上重要な施設の配置を避ける」という表現は、私はちょっとおかしいんじゃないかと。つまり、ハザードの高いところにわざわざ病院をつくる必要はないけれども、リスクの高いところに公共施設を建てちゃいかんという、東京都がやってきた防災拠点なんていうのはおかしな話になってしまうわけです。あれは、リスクが高いからこそ、防災上重要な施設をそこに配置して、それを拠点に安全な都市構造へ改造しようとしたわけですから、リスクの高いところっていうのは、場合によると公共投資をむしろ重点的につぎ込んで整備すべき場所なんであって、そこはハザードとリスクというのを「はじめに」で定義したんだから、全体を通して、ここはリスクの問題なのか、ここはハザードの問題なのかというのを、もう一度検証されたほうがいいと思います。ちょっとその辺が混同しているようなところが数カ所あったかという印象です。

【委員長】 はい。じゃあ、続いて。

【H専門委員】 私も、B先生と同じように、非常にわかりやすい形にまとめていただいたと思って、ありがとうございました。

ちょっと1点だけ気になりましたのが、今、B先生が公費の使い方とおっしゃったんですけれども、3章の政策の方向性の中で、(3) リスクを踏まえた都市構造への誘導で、実はこの政策っていうのはほとんどお金がかからない。いろいろな法律や制度で規制をしたり誘導したりするというので、ものをつくるわけではないので、非常に投資効果は高いと思うんですけれども、この3章の中で、具体的には(3)の土地の使い方の工夫のところ、かなり細かく具体的な施策が書かれているんですが、最後の4章のところを拝見すると、突然ここがトーンダウンして、土地の使い方を誘導することは重要なんだけど、今後十分に把握することが必要であるとか、相続の問題で対応の検討が必要であるとか、突然非常にトーンダウンをされていて、ちょっとここが理解しにくかったです。

むしろ、「おわりに」というところで、こういう問題があるんだけど、今までの中でできてこなかった安全・安心な都市空間というのは、実は公にとっても非常に重要な財

産なんだ、その公の財産をつくったり守っていくためには、やはりある意味でいろんな、今まで目をつぶってきたような私権の制限をしなきゃいけないところもあるし、非常に強くなっていた私権を超えて公の財産をつくるために、はっきり言えばもっと強く推し進めてもいい施策があるんじゃないか。それが多分、B先生のおっしゃった長期的な戦略で物事を進めていくときに、今までできなかつただけけれども、そのところを位置づけられないかなと考えております。ですから、むしろ4章では、弱気になるのではなくて、さらにちょっと強気になるような、今までできなかつただけでもこれからはやるんだという意思表明をここでしていただけるとありがたいなと思いました。

以上でございます。

【委員長】 はい、どうぞ。

【I 臨時委員】 この委員会に参加させていただいて、発言しようと思っていたことが話題になる機会が今日までなかったものですから、発言の機会がなかったんですけども、この3章と4章のところに書き込まれているという形で、ようやくテーマになったかなと思っております。

要点をとりまとめて言いますと、最初に目黒先生のお話の中にあった、誘導というインセンティブを与えるという考え方をもっと重視しなければいけないんじゃないか。つまり、このような安全で安心できるまちづくりのために行政は何をなすべきか、何ができるかということを考えるときに、一番できることは、国民の皆さん一人一人の行動を誘導していく。なぜそういう方向に行くのか、そう行ったほうが——損得という言葉を目黒先生は使われましたが、残念ながら、日本国民みんなが損得という価値観で動いているものですから、確かにそちらのほうが得だよという形で誘導していくのが一番早道なんだろうなとは思いますが、そのためには、この都市計画の行政部門だけではできないところがいっぱいあります、保険の問題とか税の問題とか。そういったものを実は上手に取り込んでいかないとうまくいかないという部分を、こういう委員会の報告、提言という中できちんと指摘していくことが大事なんじゃないかなと思うんですね。

今、H委員の言われたように、最後のところでそれがトーンダウンしてしまうと、ほんとうに言いたいのは何かというのが見えなくなってしまう。ですから、事務局で書かれたからそうなんだと思うんですが、やっぱり我々としては一番言いたいことを最後に述べて、それで次につなぐというふうにすべきじゃないかな。そういう意味では、例えば建物の耐震強化とかいったようなことがなぜ進まないかということは、もうずっと言われて

きていることだし、しかも行政としてできることっていうのが非常に望み薄だということろがあったと思うんですが、今日の日黒先生のご提案にもあるように、細かく一つ一つの可能性を比べながら考えていけば、まだまだ方法はあるではないか。

そういうことを、じゃあやりましょうということを決めるための行政のメンバーがそろってないっていうことはありますけれども、この場からそういう声を上げていくということが大事なんじゃないかなと思うんですね。今日は税金のことは全く触れられていませんけれども、例えば固定資産税という面で、災害に強い家をつくった人、あるいはそういうのを選んだ人、あるいはそういう場所に引っ越した人、そういう人には税制の面からでも優遇措置をとるといったようなインセンティブの取り方があるわけですね。

かねてから、私は、アメリカの洪水保険という考え方がヒントではないかな。つまり、FEMAがみずから洪水保険のオーナーといいますか保険者になっていて、そんな中に入れる人を、まず都市計画によって地域を定め、その地域で洪水の危険があるとみなされた地域の人、一定の基準の設備をしないと洪水保険に入れてあげないというような形で、洪水保険の効果を、あるいは安全な場所に引っ越しをすとか、安全な対策をすということを誘導するという仕組みをつくっておられる。うまくいってるかどうかというのは別問題として、そういう発想の転換が要るのではないか。

行政が使えるお金といったようなものが、人口減社会の中でこれからますます望み薄になればなるほど、やはり知恵で、国民の皆さんみずからが投資をするような方向に導いていく方策を、これから選んでいかないといけないのではないかと強く感じております。

そういう意味で、最後の結びの部分、もう一度皆さんの意見を取り入れて、事務局としてはこんなことできないよっていうような話になるかもしれませんが、そういうのをこの委員会としては言ってるというような形にさせていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

【委員長】 はい、ほかにはいかががございましょうか。D先生、どうぞ。

【D委員】 私も今のH委員とI委員の、最後のところは気になっているところで、事務局との打ち合わせでも言ったんですが、我々というか、河川は勝手に総合治水で土地利用の規制・誘導、規制という言葉を使っているんだけど、都市のほうではそれは非常に使わないということを聞いて驚いたんですが、やはりものによっては規制することが非常に重要なこともあるし、そういうのがここで非常にトーンダウンしてるって、むしろ今の都市局の雰囲気はこれに反映されているんだと思うんですが、その辺、何かあったら聞

きたいと。

【委員長】 はい、それは。

【D委員】 それから、最初のところで、「はじめに」のところでもう限定されたので、あまり強くは言いませんが、3ページの下から4行目あたりで、「この委員会の検討は都市空間の整備と密接に関わる災害や事故」とされたんですが、やはり水害は地震とちょっと違って、これは流域でコントロールできるんですよね、毎度言いますけれども、上・中・下流、左右岸。それで、重点的にどこを守ってどこにあふれさせるか。やっぱりそういう視点は水害には基本的にあるということを……。

具体的な例で農地の問題を出していただいているのはいいんですが、水害対策という項目がありましたけれども、その水害対策の基本的な特性として、それはぜひどこかへ入れておいていただきたいと思いますね。具体の施策まで行かないまでも、水害対策の特殊性として。そこで、書いておられるような河川と都市と農林部局の連携が必要だということ、まだ直ぐにその連携ができる状態じゃないのは重々わかっていますけれども、基本的な方向としてはそれはどこかへ入れといていただきたいと思います。

【委員長】 はい。

【C委員】 主として表現の問題なんですけれども、1点目は、密集市街地の改善の問題ですが、16ページの一番最初の丸にきちんと書いてあって、それでいいと思うんですけども、一方で、15ページの、この土地の使い方の工夫のほうの部分では、15ページの半分よりやや下のところに、「また」以下で、「空き家・空き地の発生による地域の衰退や防犯上の課題が問題となっている」の後で非常に重要なことを書いてあるんですけども、これを通して読むと、印象としては、一たん空き家や空き地が発生して地域の衰退や何かの問題になった場合に、木造密集市街地の問題に取り組むような誤解がされないように。16ページではきちんと書いてあるんですけども、それから15ページのほうは、土地の使い方の工夫のほうだからこういう書き方になるんですけども、それはよくわかるんですけども、密集法や何か、いろいろ法制度や何かを整備したんですけども実際に進んでないことは確かなので、これはもうちょっとちゃんと書いてもいいのかなと、そういう印象を持ちました。

関連して、2つ目は、老朽マンションの問題ですけども、老朽マンションが全国で100万棟という話がいつかこの会議でも出たと思いますが、これも実はこの委員会だけの問題じゃなくて、ほかに影響していく、特に都市計画制度や何かのほうに影響していく問

題だと思うんですけども。

この間、新聞で読んだんですが、関西のほうの問題で、千里ニュータウンで何棟かある部分で、5分の4多数決で移転決議が成立して、それから何年もの間、着工できないと。着工できない理由は、340世帯のうちの2世帯が反対していて、裁判を起こしてそれでできないということで、新聞の報道は、その2世帯のかわいそうなお話を中心だったんですけども、私はむしろ、5分の4多数決で安心して事業が進むと思って仮住まいをその周辺でしている340世帯の、でも立ち退いてからまだ取り壊しさえできないと。その340世帯のストーリーのほうがよくよほど悲劇じゃないかと思いましたがけれども、実は、2世帯が裁判を起こしていると、除却もできないと。その千里ニュータウンのケースだと、340世帯の人たちは既に3年半仮住まいをしていると。それで、最高裁の判決が出るまで除却ができないということで、最高裁の判決を今は心待ちにしていると。最高裁ですから、全く公判は行われなくて、今8カ月間それを待っていると。で、裁判の進行状況は全くわからないという記事でした。

で、私はやはり、これでいくと、全国の老朽マンションの建てかえというのはほんとうに進まないと思います。反対して裁判を起こす人は必ずいるんです。私は、この辺はやっぱり裁判にゆだねるんじゃなくて、法制度で5分の4多数決にしたからいいじゃないかっていうことではなくて、むしろその後の権利関係の移転や何かについてもスムーズにいくように、法整備をする必要があるんじゃないかと思っている。それはこの会議の主題ではないかもしれませんが、この会議の主題としては、私は、老朽マンションの建てかえが円滑にいくように、さらなる制度整備というのが必要だと思うんですけども、その辺を一言でもいいから書いといたほうがいいんじゃないかと。

3点目は、水害についてですけども、水害については、必ずしも施設整備だけで対応することは困難となっているということが7ページにはっきりと書かれていて、いいと思うんですけども、もう一つ、最終的には表現の問題として、「避難の徹底を図る」という表現が必要じゃないかと思います。

例えば2年前の集中豪雨でいうと、1時間当たり140ミリぐらい、東京の杉並、中野では降っているんですけども、ご承知のように、今、大都市では大体一般に、1時間当たり50ミリ対応で対策を進めていて、まだ完成してないという状況です。ですから、1時間に114ミリ降る場合は、避難していただくほかないわけなので、その辺は、事業をやっている我々の側も悪いんですけども、これで安全なまちをつくりますって常に言っ

ちやうわけですが、実はそれでも安全にはなっていないし、まだ相当期間というか、おそらく永遠に、避難しないでいいまちづくりというのはできないわけなんです。という趣旨はここには書かれているんですが、それをもっと進んだ表現をしたほうがいいんじゃないかと。

以上、3点です。

【委員長】 はい、お願いします。

【A臨時委員】 この中間報告に対してはそれほど異論はないんですが、先ほどB先生がご指摘になったように、地震に対する喫緊の課題の解決のあり方と、それから長期的な都市計画手法とか制度とか、そういう新しいまちのイメージをどうやってつくっていくかという2つの課題があって。それで、ちょっと後半のほうの話で、ハザードがマルチで非常にたくさんのもがあって、それが1つの場所で複数の場合もあるし、場所によって違うということもあるんだけど、そういう中で、都市計画の実際の地方自治体を含めそういうところがどう考えたらいいのかということが、はっきりわかるような仕組みで整理をしていく必要がある。

それから、そういう安全っていうものが、今までも全くなかったわけじゃないんだけど、そういうものをきちっと入れ込んだ都市計画制度っていうことを考えたときに、流域圏で非常に広域的な行政制度を考えなきゃいけないとか、あるいは長期的に社会的な高齢化とかグローバリゼーションの話も出てくるかもしれないけど、今からの作業になるかもしれないけれども、そういうような中で、今の都市計画制度、ある事業が一体何が問題なのかということのを少し明確にしていかないと、要するに、難しい・難しくないっていうのは別の議論として、一体何があるかということはやっぱり特記していくべきではないかなと思います。

それから、特に、今からは地元の非常に小さいところでの都市計画を実際に進めるというのが、行政だけではなくてやっぱり市民とか地域の人、あるいはもうちょっとスモールスケールでの地域の人たちが、都市計画というハードウェアを含めながら、生活基盤といいますか防犯とか生活みたいなものを含めながら、非常に小さな規模で規範をつくっていくっていう、そういう社会的な将来図みたいなものを含めながらつくっていくというその作業が、何かあまり明確になってないような気がしています。

そういう意味で、喫緊にやらなきゃいけない課題と、それから新しく都市計画手法として新しい時代に対応する都市計画の考え方というのを、やっぱり2つに分けて、後半のほうがちょっと何かまだトーンが薄いのかなという感じがするので、これからの作業になる

かもしれませんが、そういうこともちょっと考慮していただきたいと思っています。

【委員長】 はい、あとまだ。F先生。

【F 専門委員】 ただいまのA委員の意見とかなり重なる部分があるんですけども、私はやっぱり長期的な視野をしっかりと都市計画なりまちづくりは持たないといけないと。それが欠落してきて、その場その場でまちをつくってきたので現状があるという認識なんです。そうすると、ちょっとこれ、一度聞かれたときに意見言ったんですが、そのとき言ってないので、少し後出しじゃんけんで失礼だとは思いますが、要するに、僕は、この全体のビジョンを見てると、手だての話はすごく出てくるんですけども、どういうまちをつくるのかという目標像がすごく弱いんです。ほんとうは3-2の(2)のところなんです。都市の将来像の検討って、これがすごく大切な部分だと。

ところが、これも3-2の(2)に入ったらすぐ、何かコンクリートジャングルつくったらいいって話にいつもすぐ入ってしまう。むしろ、安全な都市といたら、コミュニティーがあって、サステナビリティがあって、アメニティーがあって、やっぱりほんとうに豊かなまちができて上がってるそこがまさに原点で、そういう中に少しぴりっと隠し味で安全の視点を入れることによって、ほんとうに安全で安心なまちができるという、1つのそういうコンセプトが見えてなくて、どうやって不燃化をするか、密集市街地だとか、手だての議論に入って行って、何かもうまちづくりやったらいいという議論になる。その手だての論というのは必要なんだけど、やっぱり安全な都市の性能って、法律の問題もそうですけど、集団規定が必ずしも明確ではない。要するに、都市の中の筋交いが何かあってだれもよくわからないで、安全なまちづくりをつくるっていうことをやっているわけですね。

都市にとって、やっぱりほんとうに、緑の問題だとか、そういうコミュニティーの問題だとか、その中で1つ、地域力というキーワード。確かにこれは安全な都市の性能として欠かせない問題でしょうけれども、その辺の目標像をもう少し強くしっかり議論をして、前に出していただいたらいいんじゃないかというのが、第1点です。

それから、もう一点は、もう一つ重要なのは3-1の2つ目の、多様な手法の組み合わせによるまちづくりというところだと思うんですね。要するに、まちづくりにいかにして総合性を与えるかということで、それについて言うと、僕は、総合治水の考え方ってかなり洗練された非常に重要な考え方で、やっぱりそのすぐれた考え方が一般のまちづくりに生かされていない、あるいは地震対策に生かされていないというところだと思います。

そういう総合的な視線がないので、これは内閣府の悪口になるんですけども、何かB C Pだとかって言って、もっとやるべきことはいっぱいあるのに、何か妙なところに全体の流れが……。すみません、これ、ちょっと、だから、私の個人的な意見として聞いていただいたらいいんですけども、少しその全体像が見えなくなっている。

総合化っていうのは一体何なのか、何が優先してどうなるかという全体の仕組みが見えてこない。で、まさに多様な組み合わせって、どういうコンセプトで組み合わせるのか。あれもありますよ、これもありますよここでは書かれているんですけども、でも、むしろ、あれもあります、これもあります、一体それはどういう理念と哲学と戦略に基づいて組み合わせるのかというところがないと、あれもこれもって羅列して書いてるだけであって、やはりそこには新しい考えが見えてこないような気がいたしますので。

ちょっとこれは、個人的な、途中はちょっと不適切な発言がございましたけど、以上でございます。

【委員長】 あと、J先生。

【J 専門委員】 どの場所がいいかは事務局でお考えいただきたいんですけども、ぜひ入れていただきたいと思うのは2つあります。

そのうちの1つは、ひょっとするとこの委員会としては範疇じゃないと言われるかもしれませんが、当委員会の何回目かに、沖縄のハブの話をちょっとしたことがあると思います。それは、100%の安全は無理だけど、そこで安心して住むための仕組みづくり——それは人づくりの話だったわけですが、安全・安心なまちをつくるためには長い時間がかかるのであれば、やっぱり子供時代からの教育が重要だと思います。まちや住まいに関しての本質的な理解とか考え方と、先ほど哲学っていう言葉もありましたけど、そういうものをきちんと学ばせることが重要であることを、どこかに入れていただきたいと思います。

それからもう一つ、自助が大切だという意見がいっぱい出ましたけれども、自助のベースにあるのはオーナーシップだと私は考えています。オーナーシップというのは、その地域に対して、自分たちが当事者としていいものをつくって、きちんと維持管理しなくてはいけないという気持ちを持つこと、あるいは持っている人たちが住んでいく環境をつくることだと思います。そこで、言葉として、「その地域に対してのオーナーシップをきちんと持ってもらおう」と明記したほうがいいと思います。利己的な意味ではなく、いい意味の当事者意識を持ち、いい環境を次世代につないでいくという意識を持ってもらおうことが重要だということを、ぜひどこかに入れていただきたいと思います。

以上です。

【委員長】 はい、じゃあ。E先生。

【E委員】 一番最初の定義のところで、ハザード×市街地の状況がリスクのレベルなんだっていう設定をされてます。おそらく、ハザードについてはいろんな科学的な知見もあるでしょうし、いろんな自然の危険をどう見るかっていうのは客観的データとして出てきていると思うんですが、市街地の脆弱性の評価は一律的にできないところもあります。密集市街地が危ないとか、火災の危険のある市街地はどういう状況なのかとか、それは密度であったりとか基盤施設の整備水準であったりとか、建物の老朽度であったりとか、いろんな指標を持ちながらやっていますけれども、計画論として脆弱性は議論されているところがある。

どういうことかという、先ほどF先生がおっしゃられたように、快適性と安全対策を考える時に、その地域のどこでどういう守り方をするかという問題ですよ。例えば、全部を建てかえて耐火性の高い建物をつくる選択肢もあれば、地域防災組織のような仕組みを入れることによって危険度を下げるといった選択もあれば、あるいは、何かあったときに消火栓が目の前にあるので大丈夫っていうような選択もあれば、おそらくいろんな選択肢の中で、歴史や快適性とのトレードオフの中で丸ごとの安全のあり方が市街地の評価となると思うんですね。

今、この文章は、ハザードとリスクの議論はあるんですが、市街地をどういうふうに計画するのか、あるいはどういうふうな安全を考えるかというところが、土地利用の議論としてしかなくて、そこに含まれる考え方がもう少し、今言ったような選択肢や、整備の選択肢、同じ安全性能を実現するときの選択肢の多様性が、もう少し見えるような形で表現しておいてもよいのではないかという気がします。

それが1つと、それからもう一つは、全部この、ここは危ない、ここは危ない、これは危ない、危ないっていう表現なんです。例えば、水害のときに、浸水したマップを見ると、古くからの集落って確実に沈んでないんですね。これはもう見ただけでわかる。というふうに、安全だったところの意味ということを伝える。何が生活感覚として安全なのかとか大丈夫なのかっていうことも、情報の伝え方としては私は結構重要なのかなというように感じたのが、2つめです。

私たちはどういう歴史を踏まえてこんな市街地をつくってきて、かつての安全はこういうのだと。今の問題はなんだということがわかることも必要だと思います。

もう一つは、やっぱりこれを読んでて気になったのは、大都市の非常に人口が集中したところに大きな被害が起こったときに起こるインパクトと、それから地方都市で、ハザードは同じようなレベルかもしれないけれども、その結果引き起こされるインパクトって違ってきますよね。そういう同じハザードであっても、その都市の状況だったり、その結果起こるナショナルなインパクト、あるいはグローバルなインパクト、あるいはローカルなインパクトは違うというような状況がもう少しわかるような表現があって、計画の選択の地域性の必要を意識しておく一律的な基準が、大都市も中都市も小さな集落も同じように有効かという、そうじゃない部分があると思います。

ですから、同じハザードであってもリスクがどういう条件でどう違うのか、それによって自治体はどのような計画の選択をするか。それは、さっきF先生もおっしゃった、その自治体がどのようなビジョンを持ってまちづくりをしていくかとの掛け合いだと思うんですけども、うまく説明できてませんが、何かそのあたりのことが少し発信できるという気になりました。

【委員長】 皆様の協力で、ちょうどいい時間に今一応ご発言が終わったんですが……。

【B専門委員】 一言だけいいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【B専門委員】 すみません、二、三分ください。

先ほど2段階という話をしていたんですが、多分この報告書でいうと、3-1の「基本的な考え方」というところ、ここをどういうふうにパースペクティブするかが、多分一番大事だと思うんですね。ですから、そこを少し短期・長期あるいは緊急措置と恒久的なまちづくりというような複眼的な視点で考えていただきたいということになります。

それから、もう一つは、先ほどI委員からもお話がありましたが、「総合的な取り組みが大事だ」ということとは、私は、これからの時代、ほんとうにそうだと思うんですね。20世紀の開発圧力を前提にした都市計画の場合には、規制・誘導というものの自体が都市計画的な範囲の中でできた。一番わかりやすいのは、容積率にボーナスをつけるということとでいろんなコントロールをしようとしてきたんですけども、人口が減少する時代ということは、ボリュームを増やすことがインセンティブにはなかなかなりにくい時代に入るということでしょう。

そうすると、ボリュームを増やさないインセンティブとして税制の問題であるとか、保険の問題であるとか、そういうさまざまな総合的な取り組みを踏まえた規制と誘導が、こ

れからはますます必要になってくると思うので、そういう都市計画を運用するための総合的な規制・誘導っていうのを、1つのこれからの基本的な方向としてはやはり書いていただけるといいなと思います。まあ、省庁間いろいろ役所の都合はあるとは思いますが、方向としては多分そうだろうと思っています。

それからもう一つ、都市地域ということなので、個々の「家づくり」とか「建物づくり」というのが、項目としては出ないでいろんなところにちりばめられているのですが、都市とか地域は空間的にというかハード面で見ると、まさに個々の施設、建物、住宅の集合体が地域であり都市であるというふうに考えられるわけで、基本的な単位要素である家が安全であるということがまず基本だということなので、今日の目黒先生の話もそうですけれども、やっぱり、安全な家づくり、安全な建物づくりのとりくみ、そこも大事な基本的な方向性の1つに据えるべきで、マンションの問題もそういうところにきちっと位置づけておくことが大事なのかなと思いました。

【委員長】 それでは、大変多様な意見が出たように思います。うまくまとめられるとはとても思えませんが。私も若干とりまとめをお手伝いしなければいけない立場だろうと思うので、皆様の意見を聞きながら考えておりましたが、1つは、この小委員会の位置づけは、都市計画部会の中で安全・安心を考えるというテーマを与えられているということと、そうはいつでも、都市の話を考えるんだから都市のビジョン全体がやっぱり書けないと安全・安心につながらないじゃないかという大変ごもっともなご意見もこれありで。おそらく全体の流れでいうと、一方でそういうビジョンの小委員会をまた別途やってらっしゃることもあって、この部分ではかなり安全・安心に特化した書き方にしているのであろうなあと私は思いながら読んでおりました。

それとともに、これはまあ中間でありますので、これから方向性を示して、対策はこれから考えると。とはいっても、ご担当のほうには、当然のこととして、その先の話にらむと、自分ができないことをあれこれと書けないなというのがあると。それはまあ、打ち上げていた花火が途中でひゅっと沈んでいるっていう感じのご発言で、それは審議会としてはなるべく多様な、当然のこととしてこういうことも含み込んでやるべきであるということはあるべきだという、これは大変ごもっともだと思いますので、なるべくそういう、方向性としては幅広目のまとめ方に、私としてはしていきたいと思っています。

ただ、一方で、そうはいいつつも逆のご意見もありまして、都市計画法の改正をにらんでいるといいながら、都市計画法の改正に向かったメッセージが少しまだ不十分ではない

かというふうなご意見もあったように思うんですね。それは、広域性の問題だとかそういうことについて、もっと、今の都市計画制度の中でできてないことについてははっきり言って、それを目指すことを言ったらどうかとか、特に短期と長期の議論の中で、長期のほうの議論については、そういう問題意識を持った発言にまとめをしたほうがいいんじゃないかというご発言もあったように思います。

この辺はぜひまた中でご検討いただいて、都市計画法の改正というのが、最後にB先生がおっしゃったけど、従来のスキームの中に終わるのか、もう少しいろんなところと手を組みながらやるという世界を描くとすれば、幅広目の方向性をご検討いただくという我々の思いはお伝えしてもいいんじゃないかなという気もいたしました。

それ以外には、ちょっと落ちてるよというご意見が幾つかあったのは、ぜひ反映していただければ。項目として、例えば先ほどの老朽マンションの話であるとか、あるいは学ぶとか伝えるとかいうそういうメッセージの、主題を越えた話も入れたほうがいいだろうというご意見もあったと思いますし、避難の情報というのものもあるんだというお話もありました。

私のほうで、改めて見てみて、個人的にちょっと考え足りないと思ったことを2つだけ申し上げて、終わりにしたいと思います。

誘導をするということについて、都市政策として考えましょうということについては書いてあるんですが、それをやる方法論の1つだと思うんですが——どこかに書いてあるのかもわからない、ちょっと読み切れなかったけど——不動産情報との連携みたいなものについて、市場にやっぱりそういう情報が伝わって、市場で動くという世界も当然一方に演出しなければいけないんだろうと思うので、その辺は考えたほうがいいかなというのが1つ。

それから、あまりいつもと同じことを言ってもしょうがないので、ちょっと目先を変えたというわけではないんですが、公共投資の考え方、公共施設を整備するとか、公共投資について、非常にもう先が暗い世界のように、それがあまり増えないだろう——当然でしょうけど、だからそのことをあまり書いてない気もするんですね。ところが、下水道の方もいっちゃうけど、下水道の管が例えば老朽化すれば壊れて、壊れたところで上の防災道路がだめになって、結局避難誘導も消火もできないといったふうに、老朽化する施設の問題がやっぱり一方で解決してなければいけないんだけど、ちょっと全体を見たときに、そういうメッセージが薄目になってるかなと。それは、これまでの公共投資中心の

ものというところからトーンを変えようという意図が当然感じられるところではありますけど、一方では、そういう必要な、どういうことをこれからやっていかなきゃいかんのかってということについても、どこかで苦言をもうちょっとしてみたいなという気がいたしました。

これからは、一月ぐらいかけて今の今日のご意見をもう一度事務局のほうで整理をさせていただいて、今度は多分個別に、全先生、お伺いする時間はとれないかもわかりませんが、特に関係が深いご発言があったところについて、修正をするときにはなるべくあらかじめご意見を確認するというふうなことをさせていただきながら、とりまとめについて向かっていきたいと思います。個別の対策については、次のステップに入りますので、方向性の中で抜け落ちがなければ、さらに突っ込んだ議論は引き続きやれるということで、ご理解をいただきたいと思います。

今日の各先生のご発言を受けて、事務局側あるいは局長さん、審議官でご発言があれば、ぜひお願いします。

【審議官】 大変貴重な意見をありがとうございます。今日の目黒先生のお話、私、一度、公共政策大学院の特別講座でお聞きして、今日2回目をお聞きして、大変よくわかりました。

今日のいろんなお話の中で、土地利用の問題その他が出て、実は一番非常に身近に感じたのが、53条制限の話で、都市計画の道路をつくと長年言い続けて、53条制限の土地利用規制——これは全面規制ではないんですが、木造2階建て規制をやって、我々、大変な難問なんですけど、長期未着手の道路というのが何千キロと実は残っていて、その人たちに53条制限をかけているんですね。そういう観点から考えると、危険を回避するための土地利用規制というのはどういうふうにあるべきかというのを、自分たちがやりたいところは結構土地利用規制をかけてるんですが、そうでないところについての土地利用規制というのをどう考えるべきかということで、大変思い当たる節があったということが1つです。

それから、2つ目は、今日、保険の話であるとか情報の話でいろいろご意見をちょうだいしましたが、今まで「安全・安心のまちづくり」という言葉は、私、役所に入ったその当初から聞いているような気がしまして、30年間やる、やると言ってやってきていたんですが、いざ、今後30年の間に70%ぐらいの確率で来るというふうに来て、実を言うと大慌てになっているということだろうと思います。

今までのやり方では金も時間も足りないというときに、発想の転換ができるのかと。今までのやり方ではなかなかブレークスルーできませんということ、今回のレポートの中で白状して、方針転換ができるかどうかというところ。ある意味では社会構造全体が大きく変わるときなので、白状したほうが楽になって、仕事もしやすいんじゃないかという気もしておりますので、そこら辺がきちっと基本的な考え方では出て、しかし、どんな場合もそうですが、方向転換するっていうのは大変難しいので、その細部については、十分な調整をしながらやらせていただくと。

そうではあります、やはり世の中にインパクトが必要ですから、今何も売りがありませんので、やっぱり売りを設ける必要もあるのかなという気がいたしました。事務局のほうで十分に検討しながら、個別にご相談をさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【委員長】 局長はよろしいですか。内閣府のお話も出ましたけど。

【局長】 結構でございます。すみませんでした、途中中座しました。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、今日は大変熱心にご討議いただきまして、目黒先生、貴重な情報、どうもありがとうございました。

これをもちまして今日の委員会は閉じたいと思いますが、事務局のほうにお返しします、何か連絡事項があればお願いいたします。

【安全企画調整官】 それでは、次回の日程についてご案内申し上げます。次回につきましては、今のところ5月29日金曜日、3時から5時までというところで、皆様からいただきましたご予約からだ、都合が悪いという方もいらっしゃいますけれども、ここが一番多うございましたので、ここでセットをさせていただきたいと考えてございます。日程、場所等につきまして、正式な案内につきましては後日ご送付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

【C委員】 5月29日ね。

【安全企画調整官】 5月29日。

【C委員】 29日の金曜日。

【委員長】 何曜日？

【安全企画調整官】 金曜日、15時から17時、3時—5時でございます。

【都市・地域安全課長】 先ほど委員長からもございましたとおり、これから、今日の

ご意見を踏まえて、もう一度もみ直しますけれども、それに当たって、また個別にご意見を伺わせていただくために、いろいろご連絡をとらせていただきたいと思いますとも思っておりますし、今日、時間も結構短い中でございましたので、追加的に、もう少し細かいところも含めてご意見がもしありましたら、メールでも何でも電話でも結構です、いただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 どうも今日はありがとうございました。

— 了 —